意見公募後の審査基準案の修正内容 新 旧 理由 第3 非開示情報該当性の判断基準 非開示情報該当性の判断基準 第3 住民基本 2 個人に関する情報(条例第6条 2 個人に関する情報(条例第6条 台帳法第 第1項第2号) についての判断 第1項第2号) についての判断 11条第3 基準 基準 項が改正 (6) ただし書ア (6) ただし書ア されてお り、目的 「法令等の規定により又は 「法令等の規定により又は 慣行として、何人も閲覧するこ 慣行として、何人も閲覧するこ 等による とができるとされている情報」 とができるとされている情報」 閲覧の制 とは、法令等により何人も閲覧 とは、法令等により何人も閲覧 限に関す することができると定められ することができると定められ る条文が ている個人に関する情報をい ている個人に関する情報をい ないた い、閲覧を利害関係人等に限っ い、閲覧を利害関係人等に限っ め。 て認めているものは含まない。 て認めているものは含まない。 また、「慣行として」とは、慣習 また、「慣行として」とは、慣習 法としての法規範的な根拠を 法としての法規範的な根拠を 要するものではなく、事実上の 要するものではなく、事実上の 慣習として知ることができ、又 慣習として知ることができ、又 は知ることが予定されている は知ることが予定されている ことで足りる。 ことで足りる。 なお、法令等に何人も閲覧す なお、法令等に「何人も」と 規定されていても、請求の目的 ることができる旨の規定がさ れていても、請求の目的等によ 等により閲覧が制限され、実質 り閲覧が制限され、実質的に何 的に何人にも閲覧を認めると 人にも閲覧を認めるという趣 いう趣旨ではない場合も含ま 旨ではない場合も含まない。 ない(住民基本台帳法(昭和42 年法律第81号)第11条第3項 等)。

新 旧 理由 (8) ただし書ウ (8) ただし書ウ 記号が誤 エ 慣行として公にされ、又は エ 慣行として公にされ、又は っている 公にすることが予定されて 公にすることが予定されて ため。 おり、公表しても社会通念 おり、公表しても社会通念 上、個人の権利利益を侵害す 上、個人の権利利益を侵害す るおそれがないと認められ るおそれがないと認められ る情報 る情報 「公にされ」とは、現在、 「公にされ」とは、現在、 何人も知りうる状態(現に周 何人も知りうる状態(現に周 知の事実であるかどうかは 知の事実であるかどうかは 問わない。) に置かれている 問わない。) に置かれている ことをいい、「公にすること ことをいい、「公にすること が予定され」とは、開示請求 が予定され」とは、開示請求 の時点においては公にされ の時点においては公にされ ていないものの、将来、公に ていないものの、将来、公に することが予定(具体的に公 することが予定 (具体的に公 表が予定されている場合に 表が予定されている場合に 限らず、求めがあれば何人に 限らず、求めがあれば何人に も提供することを予定して も提供することを予定して いることを含む。) されてい いることを含む。) されてい ることをいう。 ることをいう。 具体的には、次のようなも 具体的には、次のようなも のがある。 のがある。 (ア)~(エ) 省略 (ア)~(エ) 省略 オ 公共用財産の使用許可、道 (オ) 公共用財産の使用許 路の占用許可、河川の占用許 可、道路の占用許可、河川 可など事務事業の性質上情 の占用許可など事務事業 報の提供が予定されている の性質上情報の提供が予 情報その他県が許認可を行 定されている情報その他 った相手方の氏名等であっ 県が許認可を行った相手 て、公表することにより個人 方の氏名等であって、公表 の権利利益を侵害しない情 することにより個人の権

報

利利益を侵害しない情報

新		旧	理由
8	任意に提供された情報(条例第6	8 任意に提供された情報(条例第6	言い換え
	条第1項第8号)についての判断	条第1項第8号)についての判断	(「解
	基準	基準	釈」、「実
(1) <u>ここでいう</u> 「県の機関」は、		(1) 「県の機関」 <u>と</u> は、 <u>条例第6</u>	施機関
	<u>7(1)と同じ。</u>	条第1項第7号の解釈と同じで、	等」の言
		全ての実施機関等をいう。	葉があい
			まいであ
			るため。